

## 保険薬局への無料低額診療事業に関する意見書（案）

我が国は国民皆保険制度にもかかわらず、経済的な理由で十分に医療にかかれない方も少なくない。そのような方に対しては、社会福祉法第2条第3項第9号の「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」（いわゆる無料低額診療事業）を実施している医療機関において診療を受けることができる。

しかし、医薬分業が進展する昨今においても保険薬局は無料低額診療事業の対象事業所になれないことから、院外処方せんを発行する無料低額診療事業の医療機関を受診された患者のお薬の自己負担は、その対象となっていない。

高知市ではこの状況に対して、市の独自事業として無料低額診療事業を受けられた患者の保険薬局での薬代の助成を平成23年4月から実施されている。

については、院外処方せんをもらわされた患者においても安心して無料低額診療事業が受けられるよう、国に対し、下記事項を求めるものである。

### 記

1 保険薬局も無料低額診療事業の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月22日

奈良市議会